



区のお知らせ

足立区
編集/企画部広報課
足立区千住一丁目4-18
☎(882) 1111
第二庁舎 ☎(889)6161

1 面
みんなで人権を守り明るい
社会を築こう
2 面
同和問題
一人ひとりの正しい理解
で明るい社会をつくろう

みんなで人権を守り 明るい社会を築こう

人間はだれでも生きて、生きがいのある生活をおくりたいと願っています。そのためには、お互いの人権が尊重されなければなりません。あなた自身の人権が守られるということは、隣人があなたの人権を侵さないということであり、同時にあなたも隣人の人権を侵してはならないということです。私たち一人ひとりの「基本的人権」は憲法によって保障されています。この基本的人権を尊重し、明るく豊かな社会生活をおくるため、お互いに協力していくことが大切です。

しあわせはみんなのねがい

人権週間 12月4日～10日

人権の尊重

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、お互いに同胞の精神をもって行動しなければならぬ。」これは、人権宣言の言葉です。

部落差別をなくしましょう

わが国の憲法では、第十四条に、基本的人権について、「すべて、国民は、法の下の平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。そして、すべての国民に、健康で文化的な生活を営む権利、職業選択の自由、教育を平等に受ける権利、居住や移動の自由、婚姻の自由など、私たちが、市民的権利・自由と呼んでいるものを、「基本的人権」として保障しています。



次代に残す差別の根 部落差別をなくそう

あなた自身の問題として
考えましょう

人権をたいせつに 相手の立場を考へて



東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

差別のない民主社会を

人権週間とは

一九四八年十二月十日国連総会において世界人権宣言が採択され、この日を記念して、毎年十二月十日を「人権デー」と定められました。わが国においては、毎年十二月四日から十日までの一週間を「人権週間」として、国民に対し正しい人権思想の普及に努めています。本年の人権週間は、「人権の共存―互いに相手の立場を考へて豊かな人間関係をつくろう」、「部落差別をなくそう」、「婦人の地位を高めよう」、「障害者の完全参加と平等を実現しよう」をスローガンに行われていきます。

過去十三年間にわたり、この問題の解決を図るため、諸施策が講ぜられてきましたが、本年三月末日をもって同法は失効しました。しかし、なお引き続き同和問題を解決するための施策を講ずる必要があるため、新たに「地域改善対策特別措置法」が制定され、昭和五十七年四月一日から施行されました。

新しい法律が作られた今年、差別によって基本的人権を侵された人々が、自らの手で、それを払いのけるため立ち上がり、万人平等の理念を宣言して水平社を設立してから六十一年目にあたりますが、同和問題を一日も早く解決するために、この新しい法律を理解することが大切です。そこで、この機会に、新しい法律の内容について述べてみましょう。まず、旧法が十一條からなっていたのに対し、新法は五條からなっています。新法の特徴としては、第一「条」の本文の中に、次の目標が掲げられていることです。

- 生活環境の改善
- 職業の安定
- 産業の振興
- 職業の安定
- 教育の充実
- 人権擁護活動の強化
- 社会福祉の増進
- 職業訓練の充実、職業紹介の推進
- 中小企業の振興を図るための中小企業の経営の合理化、設備の近代化、技術の向上等
- 住民の雇用の促進及び職業指導及び職業訓練の充実、職業紹介の推進等
- 学校教育及び社会教育の充実を図るための進学の奨励、社会教育施設の整備等
- 人権擁護活動の強化を図るための人権擁護機関の充実、人権思想の普及、高揚、人権相談活動の推進などです。
- この法律も皆さんのご理解とご協力を得て、各種の事業が円滑に実施されなければ、作られただけで何の効果もありません。
- また、事業が実施され、同和地区の経済力の向上、生活の安定などを現実にするためには、差別の心をすべてのがめぐさい、差別の不正を十分理解して、再び偏見が生じることのないようにする必要があります。
- そのため、法の目的を理解すると同時に、事業の実施について、皆さんのご協力を重ねてお願いいたします。

同和問題

一人ひとりの正しい理解で
明るい社会をつくらう

この豊かな民主主義の社会に、いまだに実在するさまざまな差別。なかでも重大なものが「部落差別」です。これは、人間であることと、一番大切な「基本的人権」が侵されている問題なのです。人権週間にあたって、部落差別をなくせぬのか、もう一度みんなで考えてみましょう。

現代社会の中の差別

人間がお互いに人間として尊重され、一人ひとりが大切にされる世の中になることが私たちにみんなの願いです。

日本国憲法には、「生命・自由」と

並んで「幸福追求」の権利は、最大の尊重が必要であるというたわわがあります。これらの人としての権利が守られお互いに認めあい、大切にされることが「人権」が守られるということなのです。

人権週間(12月4日～12月10日)
スローガン
▶人権の共存—互いに相手の立場を考えて
豊かな人間関係をつくらう
▶部落差別をなくそう
▶婦人の地位を高めよう
▶障害者の完全参加と平等を実現しよう



財団法人 東京都同和事業
東京都台東区橋場1の1の6 03-387

【お知らせ】
婦人問題については、5月10日付の「区のお知らせ第576号」に、国際障害者年については、8月10日付の「区のお知らせ第584号」に、それぞれ特集掲載されています。

あります。これが部落差別です。これこそ全くいられない不合理な差別であり、これを結婚問題や就職問題と結びつけて考えることは許すことのできない人権の侵害です。また人びとの会話や、印刷物を始めあらゆる情報媒体で使われる差別用語や、偏見を助長するような発言は、同和地区出身者の人びとの心を傷つけ大きな悲劇に広がる場合があることをもう一度みんなできびしく考えなおしてみようではありませんか。

こうした基本的人権を侵す事件がこの民主主義の世の中でもなお引き続き起きている事実を認識しなければなりません。私たちは、人権侵害のもつ重大な意味を深く理解し、お互いが相手の立場を尊重し、差別を絶対にしない。許さない。許さない。よう努めなければなりません。

日本国憲法第十一条に、「国民は、すべての基本的人権をもつ。これは、おかしことのできない、永久の権利として、現在および将来の国民にあたえらるる」というものがあります。基本的人権の中には、私達が、自由、平等、幸福にくらししていくために、なくてはならない権利が、たくさん定められています。

伝統芸能と差別

部落の歴史が差別、抑圧、そのもの歴史であったことはまぎれもない事実です。しかし、そのきびしさの中で、人々はお互いが助け合い、励まし合って生きつづける手段として歌い、踊り、語り伝えてきたものの中に私たちの歴史があります。今、私たちは、これらの伝統芸能を生活の潤いとして、大切に守りつづけておりましたが、これらの立派な文化の発展過程をもう一度ふりかえり、いわれなき差別に対する反省をこめて考えなおしてみませんか。

人権について

ごく身近な例として、私の家の近所に音楽の好きな人がいて、ステレオの音をもすくなく大きくて聞いています。その上、大きな声で自分も歌いだすのですから、たとえ勉強をしていなくてもさくさくと落ちてしまっています。窓から首を出して、「すみません、もうちょっと小さくしてくれませんか?」といいますが、その人は、「プツン」と消してしまっています。そして、また次の日になっているので、注意すると、音を消してしまっています。

区立第十六中学校

てしまっています。自由に音楽を聞きたいのに、小さくしてくれなくて言われたら、きつと、その人はつもらないでしよう。実は、私だって、そういうのです。私だってステレオのリウムです。私だって、レコーダを聞いてみたい事もよくあります。本多史江

思いやりの心で

昔から「我が身つね他人の痛さを知れ」という諺があります。この心が基本的人権を守る原点です。みんなを差別をなくすことを考えましよう。思いやりは哀みではありません。



12月4日～10日 人権の共存
人権週間

たとえ各地に残る民謡の中にも、いたげられた人々によって、歌いつがれたものも少なくありません。よく知られた「五つ木の子守唄」からの、つらいつらいつらいつらいつらの胸を打つように思われま。また、土地を追われて、河原などに集まった人々は、「河原者」などとさげすまれたながらも、歌舞伎、人形浄瑠璃、能などを創りだし、芸をみがき、今日、外国での上演を行うなど、日本を代表する芸術にまで高めてきました。もともとこれらの芸を演じた人々は定住しない非農耕民として、各地を漂泊した遊芸民でありました。人々は「乞食者」としてさげすまれた

から、語りの中に、踊りの中に、幸せを求め祈りをこめ、叫びをこめていたものと思われま。また、歌舞伎の軽業の中にも、のつびきならない生活苦から売られてきた幼な児の血の出るような苦しさか秘められておられるように思われま。しかし、これらの芸能が、今日まで発展してきたのは、多くの人々の生活に彩りと楽しみを与えてくれたが、周囲からの援助によったというよりも、それを演じた人々の唯々の生きるための途であり、のつびきならない状況の中で、必死に技の向上を考え、それにはげんだことが大きく作用し、生命のいぶきによつ

てはぐくまれていたからだと思います。私たちは、こうした芸能文化を、日本民族の誇りとして、共有する反面、今日もお残っている人間が人間を差別する不合理が長い歴史の中にあるかにナンセンスであり、矛盾であるかを人権週間にあたって、もう一度よく考えなくてはなりません。そして、現代社会におけるさまざまな差別について、十分な認識と理解に立って、一日も早く解消することを誓い合います。

◎同和問題についてのお問い合わせは、区役所同和对策担当へ。